「中小企業者に対する金融円滑化を図るため臨時措置に関する法律」は

平成25年3月末で期限が到来しましたが、引き続き同様の基準で開示します。

貸付条件の変更等の実施状況（貸付債権の数）

法第4条に基づく措置の実施状況
（債務者が中小企業者である場合）

	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末	平成28年9月末	平成29年3月末	平成29年9月末	平成30年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

法第5条に基づく措置の実施状況
（債務者が住宅資金借入者である場合）

	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末	平成28年9月末	平成29年3月末	平成29年9月末	平成30年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1